

○国土交通省告示第 840 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第 33 条の規定に基づき、その旨をあわせて告示する。

令和 8 年 7 月 15 日

国土交通大臣 金子 恭之

第 1 起業者の名称 国土交通大臣

第 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業

第 3 起業地

1 土地

(1) 収用の部分

熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田、字山手及び字荒瀬並びに大字四浦西字堂迫、字野原、字小平、字中ノ原、字椎葉道及び字横井地内

熊本県球磨郡五木村甲字野々脇、字小濱、字濱野、字北瀬目、字状越、字宮目木、字大平、字三方谷、字鶴地、字辻、字打揚、字下谷、字板木、字下手、字田口、字松本、字溝口、字九折瀬及び字鶴、丙字古金川、字金川、字清楽、字二俣、字銅山、字逆瀬川、字小八重、字池ノ鶴、字中島及び字土会平並びに乙字下小鶴、字久領、字大角、字扇野、字掛迫、字高野鶴、字高野及び字椎葉地内

(2) 使用の部分 なし

2 漁業権

(1) 収用の部分

[一級河川球磨川水系川辺川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内	まで

(2) 使用の部分

[一級河川球磨川水系川辺川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字九折瀬地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字鶴地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字椎場道地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字中ノ原地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川藤田谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川瀬目谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川宮目木川(葛の八重谷川)]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字状越地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川逆瀬川(逆瀬川谷川)]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川三方谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川板木川(板木谷川)]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字板木地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字板木地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字板木地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字板木地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川五木小川]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村乙字椎葉地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字土会平地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川掛迫川(掛橋谷川)]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内	まで

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

熊本県球磨郡相良村及び五木村地内に施行する「一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業」（以下「本件事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であることから、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、起業者により既に開始されていることから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思を有すると認められる。

また、本件事業は、一級河川球磨川水系川辺川（以下単に「川辺川」という。）に係る工事であり、河川法第9条第1項の規定により、一級河川の管理（河川工事を含む。）は国土交通大臣が行うこととされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川球磨川水系球磨川（以下単に「球磨川」という。）は、その源を熊本県球磨郡水上村に発し、人吉盆地を貫くように流れた後、山間の狭さく部や八代平野を経て八代海に注ぐ、幹川流路延長 115km、流域面積 1,880 km^2 の河川である。また、川辺川は、球磨川の一次支川であり、その源を熊本県と宮崎県との県境に発し、同郡五木村の中心部を流れた後、同郡相良村において球磨川に合流する、幹川流路延長 62km、流域面積 533 km^2 の河川である。

球磨川水系の流域（以下「本流域」という。）は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県にまたがる 4 市 5 町 5 村で形成され、下流部には、熊本県内で人口が 2 番目に多い八代市、上流部には、球磨地方の主要都市である人吉市を擁し、J R 肥薩線・鹿児島本線（九州新幹線）、九州縦貫自動車道、国道 3 号・219 号等の基幹交通施設が存するなど、熊本県南部における社会、経済、文化の基盤をなす重要な地域である。

しかしながら、球磨川は日本三急流の一つに数えられ、急勾配区間で流れの速くなった洪水が平野部の緩勾配区間に一気に流れ込むため被害が生じやすい地形となっており、さらに、本流域は、年間の平均降水量が日本の年平均降水量の約 1.6 倍の多雨地域であり、その降水量の約 4 割が梅雨期に集中していることから、度々洪水に見舞われている。昭和 57 年 7 月には、梅雨前線に伴い 12 日と 25 日に連続して洪水が発生し、死者 5 名、家屋の損壊 96 戸、家屋の浸水 5,391 戸もの甚大な被害が発生している。近年でも平成 16 年 8 月、平成 17 年 9 月、平成 18 年 7 月と 3 年連続で洪水による被害が生じたほか、令和 2 年 7 月に発生した梅雨前線に伴う豪雨では、人吉観測所をはじめとする、本流域内の複数の雨量観測所において、観測開始以来最大の雨量が観測され、人吉市で堤防が決壊したほか、多数の地点で洪水が堤防を越えて氾濫し、死者 65 名（うち本流域内の死者 50 名）、家屋の浸水約 6,280 戸、橋梁流失 19 橋もの甚大な被害が発生している。

このような状況に対応するため、球磨川水系の治水対策として、平成 19 年 5 月に策定された「球磨川水系河川整備基本方針（令和 3 年 12 月変更）」に沿って、令和 4 年 8 月に「球磨川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下「河川整備計画」という。）が策定された。河川整備計画の目標として、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ、令和 2 年 7 月豪雨と同規模の洪水を含む、想定し得る最大規模までの洪水を想定して、流域全体での河川整備を実施する治水対策としての「流域治水」による球磨川流域の強靱化を推進することが掲げられており、本件事業は、球磨川水系における洪水調節施設の一つとして位置付けられている。

本件事業の完成により、球磨川水系における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、河川整備計画に定める球磨川上流の基準地点である人吉における目標流量 7,600 m^3/s のうち 3,700 m^3/s を調節し、河道への配分流量を 3,900 m^3/s に低減させ、球磨川下流の基準地点である横石における目標流量 11,200 m^3/s のうち

3,000 m³/s を調節し、河道への配分流量を 8,200 m³/s に低減させることで、本流域の洪水による被害を軽減させ、本流域内住民の生命及び財産の保全に寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、令和 3 年 6 月から「流水型ダム環境保全対策検討委員会」を開催し、専門家からの助言を踏まえた上で、環境影響評価法に準じた手続の中で提出された主務大臣、熊本県知事及び一般の方々からの意見を勘案、配意して、同法に基づくものと同等の環境影響評価を実施し、令和 6 年 10 月に「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」として公表している。

この結果によると、大気質、振動については、法令により定められた基準（以下単に「基準」という。）等を満足すると評価されている。

一方で、建設機械の稼働に係る騒音については、基準を超える値が見られるものの、防音シートの設置を環境保全措置として講ずることにより、基準を満足すると評価されている。工事用車両の運行に係る騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、低騒音舗装（排水性舗装）の採用及び工事用車両運行ルートの一部変更を環境保全措置として講ずることにより、基準を満足すると評価されている。

水質（土砂による水の濁り）については、工事の実施時及びダムの供用後は基準を満足する一方、試験湛水の実施にあたり、試験湛水の貯水位上昇時に濁度が高い洪水を貯めた場合、貯水位下降時に沈降した S S（水中を浮遊している物質）が放流時の末期に巻き上がることにより、ダム直下地点より下流地点で濁度が上昇すると予測されているものの、貯水位の下降速度を抑制させることや、S S 成分の巻き上がりが見られ懸念される場合、S S 成分の巻き上がりの影響が少ない表層から取水すること等を環境保全措置として講ずることにより、土砂による水の濁りを低減できると評価されている。

また、本件事業が動植物に及ぼす影響については、本件事業の施行区域及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。動物については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）における天然記念物であるヤマネ及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハナコギセル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）に基づく指定希少動植物種であるコタニワタリ等及び環

境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナガバムシトリゴケ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業が生態系に及ぼす影響については、本件事業の施行区域及びその周辺の土地において、地域を特徴づける注目種として、ヤマセミ、アユ等の生息が確認されている。

本件事業が上記の動植物及び生態系に及ぼす影響については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響が小さい又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると評価されている。

主な環境保全措置のうち、ハナコギセルについては、ダム堤体及びダム洪水調節地の出現により産卵場・生息地として適さなくなることから、産卵場を整備し移植又は周辺の生息適地への移植を行うこととしている。ナガバムシトリゴケについては、ダム洪水調節地の出現により生育環境が変化すると考えられることから、生育地の表土の生育適地への撒き出し等を行うこととしている。

ヤマセミについては、生息・繁殖環境が一部改変されることから、既設人工巢の維持管理や事業実施期間中に生息状況の監視等を実施することとしている。アユについては、工事期間中に仮排水路トンネル内の流れが速くなることで上下流への移動が困難となる可能性があると考えられるため、トンネル内部の河床を改良し、多様な環境を確保することで流れを抑え移動性を確保することとしている。

なお、起業者は、事前調査を踏まえた上記の環境保全措置に加え、必要に応じて事後調査を実施し、その結果について専門家の指摘及び助言を得ながら評価を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、必要な措置を講ずることとしている。

さらに、本件事業の施行区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が 10 か所存在するが、このうち 9 か所については、既に発掘調査が完了し、記録保存の措置が講じられている。起業者は、今後、残る 1 か所についても熊本県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の構造形式等については、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の建設位置については、申請案である藤田地点案、下五木地点案及び上頭地地点案の 3 案による検討が行われており、申請案と他の 2 案とを比較すると、湛水面積及び水没戸数が 3 案中最も大きく、社会的影響が最も大きくなるも

の、ダム建設地の地形・地質は3案中最も優れていること、堤体積が最も小さく事業費を最も低く抑えられること及び治水効果が最も優れていることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本流域では度々洪水による被害が発生していることから、本件事業の完成により、本流域における洪水による被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本流域の12市町村長で構成される川辺川ダム建設促進協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

3(3)で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められることから、起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、使用の範囲は、それ以外の範囲とされている。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別については、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地等を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

熊本県球磨郡相良村役場及び五木村役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

1 土地

熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田、字山手及び字荒瀬並びに大字四浦西字堂迫、字野原、字小平、字中ノ原、字椎葉道及び字横井地内

熊本県球磨郡五木村甲字野々脇、字小濱、字濱野、字北瀬目、字状越、字宮目木、字大平、字三方谷、字鶴地、字辻、字打揚、字下谷、字板木、字下手、字田口、字松本、字溝口、字九折瀬及び字鶴、丙字古金川、字金川、字清楽、字二俣、字銅山、字逆瀬川、字小八重、字池ノ鶴、字中島及び字土会平並びに乙字下小鶴、字久領、字大角、字扇野、字掛迫、字高野鶴、字高野及び字椎葉地内

2 漁業権

[一級河川球磨川水系川辺川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字九折瀬地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字鶴地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字椎場道地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦西字中ノ原地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川藤田谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川瀬目谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川宮目木川(葛の八重谷川)]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字状越地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内	

	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内	まで
[一級河川球磨川水系川辺川右支川逆瀬川(逆瀬川谷川)]			
下流	左岸	熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内	まで
[一級河川球磨川水系川辺川左支川三方谷川]			
下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内	まで
[一級河川球磨川水系川辺川左支川板木川(板木谷川)]			
下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字板木地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字板木地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字板木地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字板木地内	まで
[一級河川球磨川水系川辺川右支川五木小川]			
下流	左岸	熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村乙字椎葉地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字土会平地内	まで
[一級河川球磨川水系川辺川右支川掛迫川(掛橋谷川)]			
下流	左岸	熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内	まで